

## 年次損益計算の計算対象

— シュマーレンバッハ「ディナミツシエ・  
ビランツ」における年次利益の概念 —

大島 美留

### 一 問題の所在

シュマーレンバッハ (E. Schmalenbach, 1873—1955) は商人の年次貸借対照表 (kaufmännische Jahresbilanz) の目的を損益計算 (Erfolgsrechnung) として一元的に規定した。

その目的が財産計算と損益計算にあるとする二元的貸借対照表観に対しては、論理の一貫性を欠く非科学性の故を以てこれを排撃し、財産計算が目的だとする彼のいわゆる「静態論者」に対しては、そのような財産計算は少なくとも年々の正常な決算貸借対照表とは無関係なものであるとして、彼は自らの一元的損益計算目的の動的貸借対照表観 (dynamische Bilanzfassung) としてはじめて首尾一貫した貸借対照表理論 (Bilanztheorie) の出発点たり得るとしたのである。

しかしながら、彼が年次貸借対照表の目的を一元的に措定し

たとはいえ、その損益計算自体に実は計算対象を異にする二種の期間損益計算があるとすれば、年次貸借対照表と密接不可分な年次損益計算は一体いずれであるかという問題が出て来るのである。

(1) 岩田教授はいう。「貸借対照表目的論において二元論を排撃したシュマーレンバッハは、利潤計算にいたつてみずから二元論に陥っている。」岩田巖『利潤計算原理』昭三二、二八三頁。

### 二 二つの期間損益計算とその計算対象

シュマーレンバッハは第一の期間損益計算について、その計算結果たるべき期間利益概念を次のように定義する。「もし我が、入り来る財貨と出て行く財貨に対する収入支出 (Bezahlung) ではなくて、財貨それ自体 (Güter selbst) によって考えるならば、期間利益 (Periodengewinn) は給付 (Leistungs) が費消 (Aufwand) を超える超過分である。」すなわち「給付と費消の差額としての利益」である。ここに給付とは「企業が価値を創造するすべてのこと (alles, was die Unternehmung an Werten schafft) であり、収入によって測定される」のに対して、費消は「すべて企業の計算に対して破壊されたか、または失われる財貨の価値 (Wert der Güter) であつて」支出によって測定される。かくてその期間損益計算は「収入支出によって測定される給付費消計算としての損益計算 (Gewinnrechnung als Berechnung von Aufwendungen

und Leistungen, gemessen an Ausgaben und Einnahmen<sup>(1)</sup>」  
として規定される。

ここに注意しなければならないことは、以上の引用から明らかなように、この期間損益計算の計算対象が財貨であるということである。それは、財貨の価値創造があればそれがすべて損益計算の積極要素として、また財貨の価値喪失があればすべて消極要素として、期間損益計算に入り込まねばならないということである。すなわちこの損益計算の計算対象、換言すれば損益計算の目的物は財貨であり、貨幣的な収入支出は、ここでは単にその計算対象を測定するための手段に過ぎない。この場合収入支出は給付費消測定の一手段に過ぎないから、仮令それらを欠く場合にも、他の合目的な代替手段を求めて測定すればよいのであって、給付費消はその測定手段たる収入支出の有無には本質的には左右されずに期間損益計算に入り込むという性格のものである。その反面このような損益計算では、計算対象として積極的または消極的計算要素たり得るものは財貨それ自体の価値増減のみであるから、収入支出はそれ自体として何程あったとしても、給付費消の測定手段としての役割り以外には損益計算には無関係である。仮令それが常識的にはいわゆる収益的収入・費用的支出であっても、このような損益計算に計算対象として入り込む資格はない。

ここでは財貨の価値創造または価値喪失がすべて、そしてそれのみが期間損益計算の計算対象であり、これを収入支出その他の評価手段で測定して、期間損益計算の積極・消極要素とす

るのである。財貨であることが損益計算に対して決定的である。このような損益計算をワルプは財貨的損益計算 (gütermäßig bestimmte Erfolgsrechnung) と特徴づけている。

ところがシュマーレンバッハはまた次のようにいうのである。「もし我々が、共同経済的に本質的な給付からではなくて、企業の私経済的な収益 (privatwirtschaftlicher Ertrag) から出発すると、そして更に、もし我々が期間利益を全期間利益 (Totalgewinn) の一部分と見ると、期間利益は期間の上に計算された収益が支出原価 (Kosten) を超える超過分である。」ここに我々は、期間利益が財貨的な給付費消の差額としてではなく、収益と支出原価の差額として規定されており、そのような期間損益を計算する第二の期間損益計算が彼自身の記述の中に存在するのを見出すのである。これはもはや先のいわゆる財貨的損益計算ではない。とはいえ、その計算対象たる収益と支出原価が如何なるものであるかについては、彼は給付費消の場合のように直接定義することはしていない。むしろ彼は期間利益を全期間利益の一部分と規定することによって、それらを間接的に規定するという方法を探る。よって我々は彼の記述のうち、この第二の期間損益計算の計算対象を探り出さねばならない。

シュマーレンバッハによれば、全期間利益の概念は、既に期間損益計算の行なわれている長期継続企業には實際上重要なものではない。全期間利益概念の意味は「期間利益の本質 (We-

sen des Periodengewinns) の解明を可能にする理論的なもの」に過ぎない。すなわち全期間利益の計算が期間利益のそれよりも遙かに単純 (viel einfacher) であることから、全期間利益の概念的把握は期間利益のそれに対してより単純だといっているのである。ここに両者の関係は、単純か複雑かの相違はあっても、本質的には同一視されていることに注意すべきである。

全ての営業終了後の利益の計算である全期間利益計算は「損益計算であるのみならず、原則として同時に収入支出計算 (Einnahme- und Ausgaberechnung) である。」ここに全期間利益計算の計算対象が原則として収入支出計算のそれと等しく、貨幣収入と貨幣支出であることはいうを俟たない。さらに「原則として」とは、両計算においては計算対象は等しく収入支出であるにしても、その範囲を異にするというのである。すなわち出資、資本・利益の引出、信用取引における受払等は、収入支出計算には含まれるけれども、全期間利益計算では、必要な限り相殺 (kompensieren, ausgleichen) される。ここにいわゆる相殺される収入支出だけ両計算の計算対象の間で範囲を異にする。それらを除くすべての収入と支出——特殊な収入支出 (以下、意味分明的な限り「収支」と略称) ——が全期間利益計算の計算対象となるわけである。

期間利益はこのような収支を計算対象とする全期間利益の部分 (Teilstück, Abschnitt eines Ganzen) として規定されるのである。期間利益は全期間利益の一部分として思考 (Vorstellung, daß der Periodengewinn ein Teil oder ein Ab-

schnitt des Totalgewinns ist) の上に、合致 (Kongruenz) の原則に支えられて部分の和が全体に等しくなるように部分が規定することによってはじめて期間利益限定のための扱ひ処が得られるというわけである。部分計算の計算対象は全体計算のそれと全く同質である。このように期間利益の本質を把握すること、すなわち期間損益計算の計算対象が収支であることを明らかにせしめるところに、全期間利益概念の理論的意味があることに留意すべきである。

かくてそのような期間利益の計算は全期間利益の各期間への配分 (Verteilung des Totalgewinns auf die Perioden) に他ならない。しかもそれは具体的には、そのような計算対象の各期間への配分という形で行なわれる。しかしながらこの計算対象の期間配分の中に、期間損益計算が全期間計算に比してより複雑である原因が存在する。そのような複雑性は、カメラル計算の場合のように現金主義損益計算であれば決して起こらない。彼はこの関係を説明して、カメラル計算では収入支出計算そのものであるのに対して、商人計算が収益費用計算 (Erlös- und Aufwandsrechnung) として形成され得たのは、それが余りにも強調され過ぎた収入支出計算 (zu viel betonte Ausgabe- und Einnahmerechnung) に陥らなかつたおかげであるとしてゐる。彼によれば商人の期間損益計算は「収益と支出原価を、一期間の給付費消の上に (auf den Aufwand und die Leistung einer Zeitperiode) 計算する」ものである。しかもその計算対象たる収支と、ここにその収支の期間配分の基

礎となつて現れる給付費消とは、全期間計算では発生期間を等しくするのに対して、「期間利益の場合にはもはや等しくならない。一期間に支出したからといって、常に同期間の費消となるわけではない」からである。要するにこのように期間損益計算が複雑化する原因は、期間損益計算が一方で収支を計算対象としながら、他方ではそれらとは発生期間を異にする給付費消に基いて計算対象を期間に配分しようとする発生主義損益計算たる処にあるのである。

そのような計算対象の期間配分は、合致の原則の要請に従つて、いずれかの期間に発生した、もしくは発生すべき収支が、給付費消の事実を基礎として、いずれかの期間の損益計算に必ず一回、しかも一回限り入り込むことを意味する。ここに収入側については給付は期間的に大部分が収入と一致するのに対して、支出側についてはとりわけ資本固定化経済 (kapitalintensive Wirtschaft) の必然的結果として、支出原価の配分 (Kostenverteilung) 乃至支出配分 (Ausgabenverteilung) が行なわれる。その配分の基礎として彼が詳論する費消の把握において、例えば棚卸による費消決定 || 棚卸計算法にせよ、使用期間見積による費消決定 || 減価償却法にせよ、いずれも財貨それ自体の価値喪失を決定するものであることに注意すべきである。

要するに、ここでの第二の期間損益計算にあつては、計算対象は特殊な収入支出である収益と支出原価であつて、財貨それ自体ではない。ここではもはや給付費消は貨幣的な計算対象を

各期間に配分するための単なる手段に過ぎない。計算対象たる収支はすべて、仮令配分の基礎としての給付費消を欠く場合であつても、早晚いずれかの期間の損益計算に入り込まねばならない。他面、収支を伴わない給付と費消が何程あつても、如何なる期間の損益計算にも入り込む資格はない。我々は計算対象とそれの評価測定ないし期間配分の手段とを峻別すべきである。

財貨的損益計算の場合に比較して、ここでは損益計算の目的物と手段とが正しく主客処を換えているのである。このような期間損益計算はワルプが貨幣的損益計算 (geldmäßig bestimmte Erfolgsrechnung) と特徴づけるものと軌を一にする。

- (1) E. Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 4. Auf., Leipzig 1926, S. 100.
- (2) ditto, a. a. O., S. 99.
- (3) ditto, a. a. O., S. 124.
- (4) ditto, a. a. O., S. 126.
- (5) ditto, a. a. O., S. 113.
- (6) E. Walb, Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, Berlin/Wien 1926, S. 346.
- (7) E. Schmalenbach, a. a. O., S. 100.
- (8) ditto, a. a. O., S. 96/99. 以下全期間利益に関する引用は同処。
- (9) ditto, a. a. O., S. 69.
- (10) ditto, a. a. O., S. 74.

(75) 研究ノ一ト

(11) ditto, a. a. O., S. 113.

(12) ditto, a. a. O., S. 151.

(13) ditto, Selbstkostenrechnung und Preispolitik, 6. Aufl., Leipzig 1934, S. 10 Anm.

(14) ditto, Dynamische Bilanz, a. a. O., S. 127 ff.

(15) E. Walb, Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, a. a. O., S. 346.

三 年次損益計算の計算対象

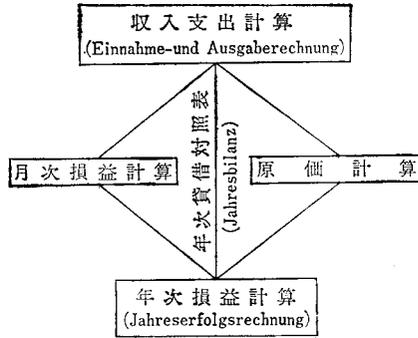
二)において、シュマーレンバッハの期間損益計算には財貨的損益計算と貨幣的損益計算の二種があることを跡づけた。それでは年次損益計算として彼は一体どちらの期間損益計算を考えているのであろうか。

ここで我々はこの問題を解くためには、まず何よりも彼の考える貸借対照表と期間損益計算との関係を考察しなければならぬ。ただし彼の理論の出発点が、商人の年次貸借対照表の目的を一元的に損益計算とする貸借対照表観にあったとすれば、その損益計算は彼が年次損益計算と考えるものに他ならず、そのような期間損益計算に対して、貸借対照表が如何なる手段として役立っているのかを解くことは、同時にその期間損益計算の性格を明らかにすることになるからである。

シュマーレンバッハによれば、「商人簿記における貸借対照表は、それによって収入支出を損益にまで純化する貯水池(Bassin)である。」その純化は「貸借対照表が収入支出から

損益と看做すことの出来ない部分を排除することにより、収入支出計算が損益計算に変化する」ことを意味する。計算対象に着目した表現を以てすれば、それは商人計算では収入支出を収益収入と貸借対照表収入(Ertragsentnahmen und Bilanzentnahmen)とに、同様費用支出と貸借対照表支出(Aufwandsausgaben und Bilanzausgaben)とに分類する<sup>(2)</sup>によって行なわれる。収益収入と費用支出とは当該期間の損益計算に入り込み、貸借対照表収入と貸借対照表支出とは当該期間の損益と看做すことのできない収入支出として貸借対照表に入り込む。したがって、「収入支出計算と損益計算との間でなお未解決の項目(hoch schwebende Posten)を収容することによって、計算継続性(Kontinuität)を確保するものが貸借対照表である。計算継続性は合致の前提である。」かように貸借対照表は、例えば、支出原価がいずれかの期間の損益計算に必ず一回、しかも一回限り配分されることを保証することによって、期間損益計算に脱漏がないこと(Lückenlosigkeit)を保証する。そのような意味においてのみ、貸借対照表は「支出と費消、収入と給付の間の調整緩衝器(Ausgleichspuffer)であり、それらを「計算的に連絡する連絡帯(verknüpfendes Band)であって、これによって貸借対照表の損益計算上の地位が特徴づけられる」とする彼の表現が理解されるべきである。

このように彼にあっては、貸借対照表はあくまでも収入支出計算と期間損益計算とを連絡し、二つ以上の期間に互る両計算の間の計算継続性を保証する手段という意味においてのみ期間



損益計算に役立っていることに注意しなければならない。しかもこのような貸借対照表の役割は、第一に収入支出計算と期間損益計算との計算対象の同質性、第二にその計算対象が収入支出時とは異なる、給付費消の行なわれた期間に配分されねばならぬという発生主義損益計算の特性、この二つの認識を前提として初

めて発想されたものといわねばならない。ここに次年損益計算は、収支を計算対象とする貨幣的損益計算であると断言することが出来る。彼はこの間の関係を右のような表で表わしている。

ここに期間を異にして配分される計算対象、すなわち両計算の間の未解決の項目が、例えば未費消の支出 (Ausgaben, aber noch nicht Aufwand) として現われるいわゆるランツ・シエマが成立する。

かように彼にあっては貸借対照表は決して、独立のそれ自体としての意味を持つものではない。それは期間損益計算に際して副産物として出て来る単なる計算残高対照表 (Gegenüber-

stellung der Verrechnungsrreste) としての意味しか持たない。とすればそれは「いわば、蛇の殻を一表に集めたもの」といふべきであって、そのような彼の貸借対照表のうちに独立的・直接的な貸借対照表的損益計算を求めようとすることは、およそ無意味なことといわねばならない。

その意味では、彼の著『動的貸借対照表論』は極端ないい方をすれば、その書名にも拘らず、貸借対照表論ではない。むしろシヨルツと共に「動的貸借対照表論というよりも、動的損益計算論という方が、多分より合目的で、より妥当だったであろう」といわねばならない。ここにまた、この小論が計算対象を中心として期間損益計算を論ずる理由がある。

以上の推論から明らかな如く、シュマーレンバッハにあっては年次貸借対照表によって計算継続性を保証されなければならない期間損益計算は貨幣的損益計算である。にも拘らず彼は決してそのことを明言しようとはしない。むしろ彼はこれを避けて、計算対象を給付費消とすべきことを主張し、年次損益計算を説明するに際しても、その対外的な決済計算 (Abrechnung) としての性格上要請される計算確実性 (Sicherheit der Rechnung) の原則による特殊な例外——財貨的損益計算の例外——として年次損益計算を表現しようとする。従ってもし我々が迂闊にも計算対象とその測定ないし配分手段との関係を峻別しないで、彼の表面的な字句にのみ拘らうならば、彼が年次損益計算を財貨的損益計算として規定しているかの如く誤解する

おそれがある。<sup>(12)</sup>

そのような理解が誤りであることは、我々が計算対象を峻別して次の事実を指摘することによって明らかになる——彼が期間利益を当初給付費消の差額として財貨的に定義したにも拘らず、少なくとも次の二つの前提を導入することによって、それを完全に収益と支出原価との貨幣的差額に還元してしまっている、または計算対象の表現を、転倒的に行なっていることを——。

前提第一 商人の年次損益計算たる実現主義計算が、あり得べき時価変動を顧慮し得ないことから、「価値変動を顧慮しない損益計算」の枠の中でその説明を完了すること。

前提第二 給付費消は必ず収支とならざるを得ないように、収入支出から遡って財貨的給付費消概念を拡大または縮小すること。これは具体的には、(1) 利益は財貨的な給付費消の差額であるとし、(2) 一方で財貨に基かない収支をも財貨に基づくものと擬制(拡大)し、他方で収支を伴わない財貨的給付費消は計算確実性の大義名分を以てこれを排除(縮小)し、(3) 総じて給付費消は対価たる収支によって測定されるとする三つの手続を踏むのである。例えば「もし収益という言葉が外部から入り来たるもの (das von außen Herein kommende) という意味と余りにも強く結びついていなければ、給付の代りに収益といたいところである」といわねばならなかった彼の真意の程を洞察すべきである。リオンが彼を評して「給付費消計算は収入支出計算に、より正しくは収益・支出原

価計算に変化してしまっている」とするのは、この点を衝いたものである。これらの給付費消概念の拡大された部分は、彼が別の処で中性収益・中性支出原価、逆に縮小された部分は付加給付・付加費消と呼んでいるものに他ならない。<sup>(17)</sup>

彼は商人実務の年次損益計算を、計算確実性の要請に基いて実現主義(=販売基準——筆者)の上に組立てられた損益計算、すなわち実現主義計算 (Realisationsrechnung) であると説明する。<sup>(18)</sup>ここに先の二つの前提の総合的表現としての実現主義計算において、彼の計算対象の転倒的表現は完成する。すなわち、この実現主義計算を前提としてのみ彼は財貨的な給付費消の定義を以て尚よく貨幣的な収益・支出原価計算たる年次損益計算を説明し得ることが出来たのである。ここでは実現を契機として給付は収益に転換する。ただし、実現の時、換言すれば販売され計算書が発行された時は、給付が貨幣・貨幣価値・債権等の収益収入に変化する転換点だからである。かくて彼が給付費消概念を以て説明した実現主義計算としての年次損益計算は、実は販売基準によって(給付の実現の時に、それを配分の基礎として)収益を計上し、それに対応する費消に基いて支出原価を計算する貨幣的損益計算以外の何物でもないことは明らかである。彼はこのような実現主義計算が利益分配 (Gewinnverteilung) のための分配可能な資金 (zu verteilendes Mittel) の計算として如何に大きな長所を持つかを強調するのである。<sup>(19)</sup>

しかしながらシュマーレンバッハが転倒的表現を以て年次損益計算を説明する苦勞をしながら、なお計算対象を財貨的な給付費消と敢えて規定した理由は彼の学問的態度にある。

彼は当初貸借対照表論争に対して、商人の年次貸借対照表の貸借対照表価額 (Bilanzwert) が原価主義によるものであることを説明しなければならなかった。その限りでは彼の貸借対照表理論は同時に年次損益計算に基く期間利益の説明の理論であり、それを収益・支出原価の差額としたのであった。

だが彼の学問的関心は現実の説明に留るものではない。それにもまして、私経済学論争に觸れて旗幟を鮮明にする如く、彼の経営経済学は、何であるよりもまず技術論 (Kunstlehre) として経済的方法の合目的性に奉仕するものでなければならぬ。そのような立場からは損益計算は経営の経済性の表現としての利益 (Gewinn als Ausdruck der Wirtschaftlichkeit) を計算することによって経営のやり方の管理 (Kontrolle der Betriebsbearbeitung) に役立つ経営計算制度 (betriebliches Rechnungswesen) すなわち内部報告計算の一環でなければならぬ。ここに彼は給付費消を計算対象に選ぶことに学問的信念を盛り込んだのである。それは彼が自らの学問的立場に合致する利益概念の選択に如何に意を注ぐかを見れば自ら明らかである。

年次損益計算の結果たる企業の年次利益はそれが実現主義計算であることから製造・販売・需給関係その他の種々の源泉から生じた総利益 (Gesamtgewinn) として現われる。経営のや

り方の管理のためにはそのような総利益では役立たないとして、彼は企業経営自体の活動、とりわけ製造活動から生ずる成果を独立表示するものとして純経営利益 (reiner Betriebsgewinn) を捕捉出来る損益計算を考えようとするのである。そのような損益計算は伝統ある実務の実現主義計算では成果の現われるのが給付の販売後であるから遅過ぎるとし、またその計算の対象を財貨の対価としての収支としたのでは外部要因が強過ぎるとして、経営内部の製造活動に密着した財貨それ自体の価値増減たる給付費消としなければならぬと彼は考えるのである。彼は経営利益に比較可能性 (Vergleichbarkeit) を与えるために、給付費消を収入支出以外にも、不確実・恣意的であるにしても合目的でありさえすれば時価、固定価格その他の計算価格 (Verrechnungspreis) を以て評価測定しようとする。

彼はそのような経営利益の計算を純粹に果すものとして究極的には原価計算、月次損益計算を考へるのであるが、しかし「動的貸借対照表論」にも、そのような経営利益計算の、すなわち内部報告計算の思考が、給付費消の定義を中心として全巻に充ち満ちている。そこでは外部報告計算たる年次損益計算も終始計算確実性の要請に基づく内部報告計算の例外以上たり得ない。ワルプが「シュマーレンバッハの動的貸借対照表論は、本質的には企業利益についてよりも、経営利益について遙かに多くを論じている」と評するのにもむべなるかなといわなければならない。

要するに、彼は経営の経済性を表現すべき比較可能な経営利

益の計算を可能にするために財貨的な給付費消を計算対象に選択し、それを転倒的に駆使して、収益・支出原価を計算対象とする貨幣的な年次損益計算の現実を説明したのである。

- (1) E. Schmalenbach, Kaufmännisches und Kameralistisches Rechnungswesen, ZfHWuHr, 1910, S. 349.
- (2) ditto, Dynamische Bilanz, a. a. O., S. 70.
- (3) ditto, a. a. O., S. 99.
- (4) ditto, a. a. O., SS. 114 u. 118.
- (5) ditto, a. a. O., S. 79. 原価計算と月次損益計算について註一節を省略。
- (6) ditto, a. a. O., S. 118.
- (7) ditto, a. a. O., S. 100.
- (8) 飯野利夫「会計における資産」『一橋論叢』四四巻四号、三〇頁。
- (9) A. Scholz, Zur Kritik der dynamischen Bilanz, ZfBw, 1928, S. 551.
- (10) E. Schmalenbach, Dynamische Bilanz, a. a. O., SS. 73 u. 76.
- (11) ditto, a. a. O., S. 109/111.
- (12) 例えば山下教授は「シュマールレンバハ的収支計算」は、「現金増減の原因計算」であり、「抽象的な収支額の計算」というが如き抽象計算であり、複式簿記上の損益勘定と同様の性格を持つ」とされる。山下勝治「二つの収支計算思考」、『シュマールレンバハ研究』昭二九、一三三頁。

- (13) E. Schmalenbach, Dynamische Bilanz, a. a. O., S. 113/170.
- (14) ditto, a. a. O., SS. 100 u. 123/127.
- (15) ditto, a. a. O., S. 123.
- (16) M. Lion, Die dynamische Bilanz und die Grundlagen der Bilanzlehre, ZfBw, 1928, S. 485.
- (17) E. Schmalenbach, Selbstkostenrechnung und Preispolitik, a. a. O., S. 113 ff.
- (18) 以下未現主義計算に関する引用は、E. Schmalenbach, Dynamische Bilanz, a. a. O., SS. 109, 124 u. 173/175.
- (19) E. Schmalenbach, Dynamische Bilanz, a. a. O., S. 173.
- (20) ditto, Privatwirtschaftslehre als Kunstlehre, ZfHR, 1911/2, S. 304 ff.
- (21) ditto, Dynamische Bilanz, a. a. O., S. 105/106.
- (22) E. Walb, Finanzwirtschaftliche Bilanz, 2. Aufl., Duisburg 1947, S. 83.

四 結びに代えて

シュマールレンバハは商人実務の年次貸借対照表の説明の理論を年次損益計算の理論として展開した。我々は彼に従って、否、彼が避けようとした所に年次利益の概念、とりわけ年次損益計算の計算対象を明らかにした。

しかしながら年次損益計算はそのような基本的な性格に加えて更に多くの明らかにさるべき問題を内蔵している。のみならず我々は、貸借対照表については、損益計算のみの理論の側から脱の殻にされた以外には、貸借対照表それ自体の説明としては彼によつては何も明らかにされていないことに気付くのである。だが現実に貸借対照表は年々発表されるのである。

ここに残された問題は、彼の転倒的表現の根拠が明らかにされた現在、彼とは反対に収益・支出原価概念の上に年次損益計算の理論を構築し、年次利益概念の詳細を解明して見ることである。それと共に、改めて年次貸借対照表が企業の対外報告を

目的とする計算全体において占める意味を問わねばならない。しかもこの二つの問題が企業会計の理論として統一的に展開されてはじめて企業の年次計算の全体が明らかになるものである。その際我々が、彼の貸借対照表理論の出発点になった動的貸借対照表観に代えて、如何なる企業会計観を採るべきか、今後に残された問題である。

(1) W. Lehmann, Die dynamische Bilanz Schmalenbachs, Wiesbaden 1963, S. 12/15.

(一橋大学大学院学生)